

防災基本計画の修正について

近年発生した災害の状況や、中央防災会議における審議等を踏まえ、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 34 条第 1 項に基づき、次のとおり防災基本計画の修正を行う。

1. 防災基本計画上の重点課題のフォローアップの実施

近年発生した災害の状況等を踏まえ、防災上の重点課題を把握し、防災基本計画に的確に反映させるとともに、それらの重点課題について、措置状況をフォローアップする。

2. 国民運動の戦略的な展開

防災における自助・共助の重要性を踏まえ、国民運動を強力に推進するために、重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行う。

3. 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

4. 企業防災の促進のための条件整備

大規模災害においても経済活動が停滞することのないよう、企業の事業継続計画の策定を強力に進めるため、そのような企業の取組みを積極的に支援することを目的とした情報提供体制等の条件整備を行う。

5. 被災地の復興支援強化

被災者生活再建支援法の改正を踏まえ、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

6. 緊急地震速報の本格導入

緊急地震速報の確実な発表、迅速な伝達体制の整備を図り、防災訓練のシナリオへの活用、国民への普及・啓発等に努める。

7. 新潟県中越沖地震の教訓を踏まえた原子力災害対策強化

新潟県中越沖地震の教訓を踏まえ、原子力事業者の自衛消防体制を整備するとともに、周辺住民への迅速かつわかりやすい情報提供や在外公館を通じた情報提供の体制を強化する。

8. その他

- ・ 中央省庁の業務継続計画の策定
- ・ 各種地震防災対策の進展、震度観測網の維持・整備
- ・ 噴火警報、噴火警戒レベルの導入
- ・ 竜巻等突風の観測体制の整備、予測情報の提供・解説

